

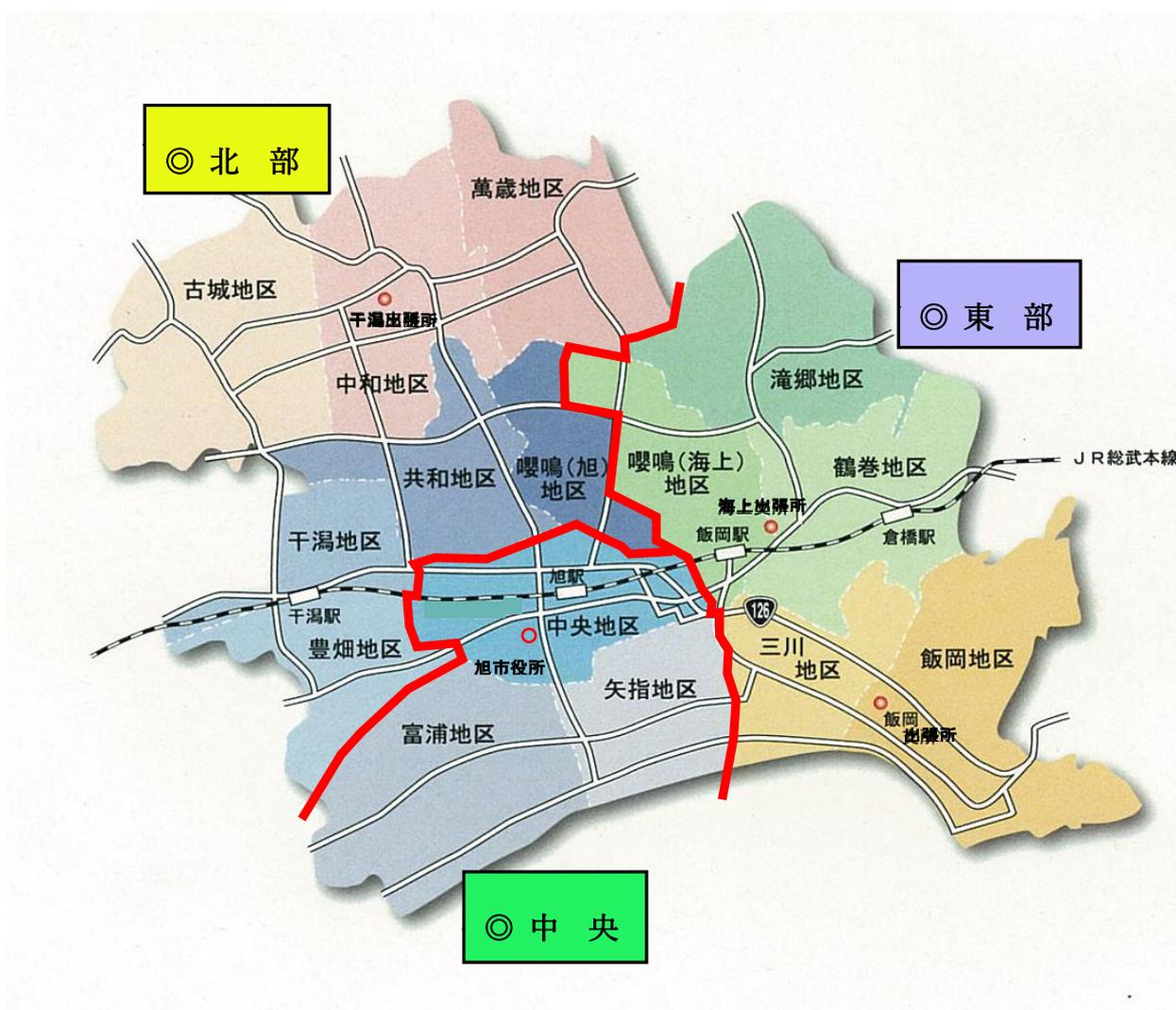
## 日常生活圏域の区域の変更について

## 1. 日常生活圏域について

- ・日常生活圏域とは、「その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」として、介護保険法により設定することが定められています。(介護保険法第117条第2項第1号)
- ・国ではおおむね30分以内に必要なサービスが提供される区域とし、中学校区単位、あるいは人口2～3万人をその単位として想定しています。

## 2. 日常生活圏域の設定(案)

- ・第9期計画から現在の地域包括支援センターの3担当区域を日常生活圏域として設定します。

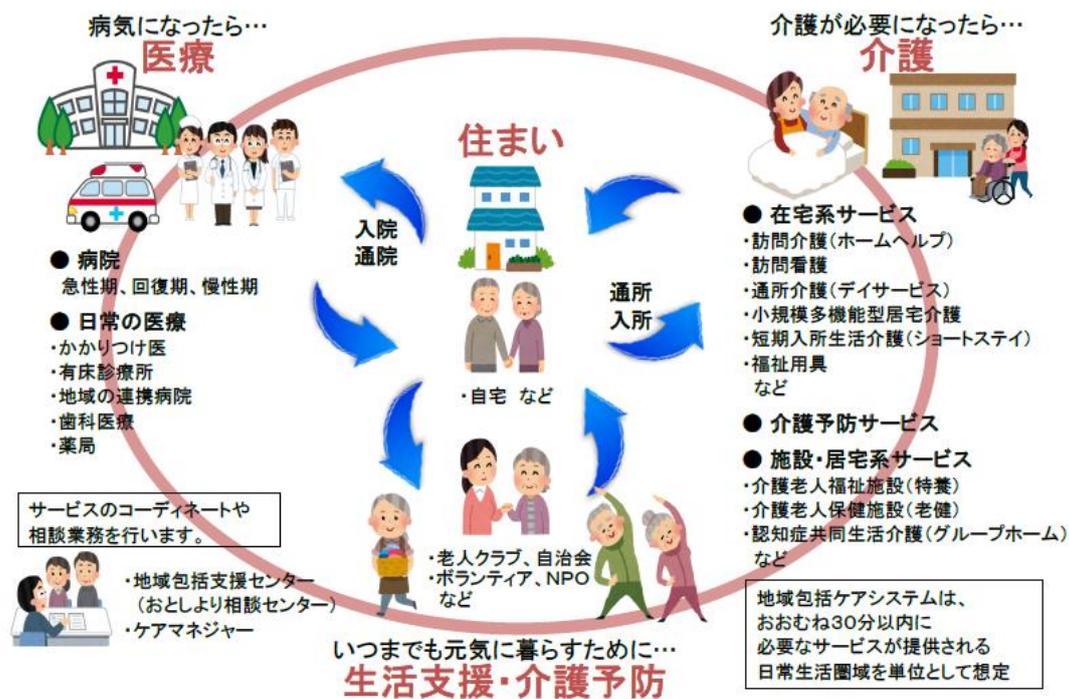


- ・現在、旭市の日常生活圏域は、市全域を1圏域と設定しています。一方、地域包括支援センターの区域は、3区域となっています。
- ・地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取り組みをさらに進めるため、地域における高齢者の在宅生活を支える中核的機関である地域包括支援センターの担当区域と日常生活圏域を一致させることで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるような基盤整備を効果的に推進することとします。

### ※地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス体制のことで。

### 地域で支えあう暮らし（地域包括ケアシステムの姿）



- ・令和6年度からの地域包括支援センターの委託において、高齢者の生活支援・介護予防サービスを充実させる役割を担う第2層生活支援コーディネーターを機能強化型地域包括支援センターに配置する計画です。
- ・現在は市全域を担当する第1層生活支援コーディネーター2名が、高齢者福祉課内に在籍しています。日常生活圏域も市全域で1圏域であるため、第1層生活支援コーディネーターのみの配置となっています。これに加えて日常生活圏域を3圏域に設定することで、第2層生活支援コーディネーターを新たに

配置し、地域資源の把握・開発やネットワークづくりに取り組みます。

- ・このことにより、従来からの介護サービスのほかに民間のサービスや地域の支えあいなど多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築する取り組みを進めていきます。